

たるみ観光大使「ごしまろ」の着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、たるみ観光大使「ごしまろ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(権利)

第2条 着ぐるみに関する一切の権利は、神戸市に属する。

(貸出目的)

第3条 着ぐるみは、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ貸出しすることができるものとする。

- (1) 公益的活動の推進を目的として使用する時。
- (2) 神戸市垂水区（以下、「区」という。）および区内各地域のPRを目的として使用する時。
- (3) 区への愛着や親しみを高めるとともに、区のイメージを内外に発信するために使用する時。

(貸出物品)

第4条 「ごしまろ」着ぐるみ及びその装備品（付属品）とする。

(貸出しについて)

第5条 貸出希望者は、あらかじめ様式第1号の「ごしまろ着ぐるみ貸出申込書」を神戸市垂水区長（以下、「区長」という。）に提出し、区長の承認を得なければならない。

2 区長は申込内容について審査し、適当と認める場合は、様式第2号の貸出承認書を申込者に交付するものとし、原則として先着順に承認する。

(承認基準)

第6条 区長は、申込の内容が第3条に定める貸出目的に合致するものについて、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認する。

- (1) 区の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。また、そのおそれがあるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に使用する時。
- (6) その他、区長が着ぐるみの使用について不適当と認めたとき。

(使用料)

第7条 使用料は無料とする。

(貸出に関する遵守事項)

第8条 第5条の規定による承認を受けた者（以下、「借受者」という。）は、着ぐるみの使用に際して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 『ごしきまろ着ぐるみ運用マニュアル』の記載事項を遵守し、適切に使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (3) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (4) 貸出承認書に記載された貸出期間を遵守すること。
- (5) 火気、水周り及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (7) その他、区長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 区長は、借受者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この要綱に違反したときは、第5条の承認を取り消すことができる。

(原状回復)

第10条 着ぐるみを汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第11条 借受者は、着ぐるみの使用に際し、借受者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、借受者の責任において速やかにその損害を賠償しなければならない。

(市の責任)

第12条 着ぐるみの使用の承認に起因して、借受者が被った損害、または借受者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(個人情報の取り扱いについて)

第13条 市は、申込書に記載された個人情報に関して、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守して取り扱う。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しについて必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は平成25年10月1日から施行する。

附則

この要綱は令和4年10月17日から施行する。

附則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。